

日液協第27～103号  
平成28年 3月31日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について  
(お願い)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、経済産業省より別添のとおりLPガス販売事業者等への周知依頼がありました。

なお、誠に恐縮に存じますが、本指針等の関係資料は容量が大きいことから添付しておりませんので、下記の経産省ホームページよりご確認くださいませうよろしくお願いいたします。

本指針では、平成28年度の新規項目及び実効性を高める取組等は別紙（参考）のとおりとなっており、その中で主な新規項目として、集中監視システムの導入等、積雪又は除雪ミスによる事故防止対策、機器の事故防止対策、保安業務における女性職員の活躍についてが掲げられています。

また、実効性を高める取組として、昨年度に引続き自主保安活動の促進を図る観点から自主保安活動チェックシートの活用促進が掲げられており、同チェックシートによる自己診断の更なる推進を掲げております。

つきましては、会員各位におかれましては、貴社の従業員や関係者等に対して、上記を踏まえて周知徹底方よろしくお願いいたします。

敬 具

記

◎保安対策指針等掲載箇所（経産省ホームページ内）

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirasu/2016/03/280324-1.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirasu/2016/03/280324-1.html)

以 上

(発信手段：Eメール)

(担当者：飯田・岩田)

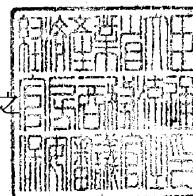
別添

経済産業省

20160310商局第2号  
平成28年3月17日

日本液化石油ガス協議会  
会長 川本 武彦 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について

経済産業省は、別添のとおり、平成28年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を定め、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、法令遵守の徹底、組織内のリスク管理の徹底、事故防止対策及び自然災害対策を求めることとしました。

つきましては、貴協議会所属の液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、別添の対応をするよう周知をお願いします。

# 別紙（参考）

## 【平成28年度保安対策指針の新規項目及び実効性を高める取組等】

### 1. 平成28年度保安対策指針の主な新規項目

#### （1）集中監視システムの導入等（下線部は平成28年度新規）

平成28年度より液化石油ガス法に基づく認定液化石油ガス販売事業者の認定要件を緩和・細分化するとともに、追加要件（例えばCO警報器が設置され、CO警報器連動遮断であることなど）を満たす場合、緊急時対応及び点検・調査頻度を更なる緩和を措置したことを踏まえ、より一層の安全確保の観点から、一般消費者における保安管理状況がリアルタイムで把握でき、その状況に応じた的確な対応を迅速に行える集中監視システムの導入又は導入に向けた検討を行うこと。その際、集中監視システムの通信規格については、国際標準化された規格に配慮することが望ましい。

#### （2）積雪又は除雪ミスによる事故防止対策（下線部は平成28年度新規）

積雪寒冷地での積雪又は除雪ミスに伴う調整器、供給管等の損傷によるガス漏れ等を防止するため、供給設備の点検を確実に実施し、従前以上に適切な落雪対策を講じるとともに一般消費者等への注意喚起を図ること。また、調整器と容器を直接取り付けることを避け、直接取り付けざるを得ない場合は折損対策用調整器を使用すること。

#### （3）機器の事故防止対策

浸水による機器の腐食や故障を原因とした事故を防ぐため、水害により水没した機器類は、そのまま使用せず確実に交換すること。

#### （4）保安業務における女性職員の活躍について

液化石油ガス販売事業者等が保安業務等を実施する上で、女性職員が点検・調査を実施することで一般消費者等が受け入れやすいといった点や、お客様対応や帳簿管理等といった女性のきめ細かさなどを活かし活躍できるといった視点も踏まえて取り組むことも重要である。

## 2. 保安対策指針の実効性を高める取組

### (1) 行政機関による連携等の促進（平成27年度より継続）

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、事故防止への対策、法令違反への対応、自然災害対策への取組等について共有するとともに、立入検査においては、LPガス販売事業者と保安機関の所管が行政機関によって異なる場合は可能な限り当該行政機関において合同して実施する。

なお、立入検査に際しては、必要に応じて供給設備等の現場確認を実施する。

### (2) LPガス販売事業者等の自主保安活動の把握等（平成27年度より継続）

LPガス販売事業者等の自主保安活動の取組の促進を図る観点から、行政機関は、所管のLPガス販売事業者等に対し、自主保安活動チェックシートの利用の把握に努めるとともに、特に一般消費者等に起因する事故撲滅の観点から同チェックシートの活用を促進させる。

## 3. 事故撲滅等のための更なる取組（平成27年度より継続）

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、平成27年度中に死傷者を伴うLPガス事故が発生した場合には、事故原因、法令違反の有無等を調査するとともに、必要に応じて再発防止策、横展開を講じるなど所要の措置を講ずる。